

「稲沢市第二大和の里指定居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(稲沢市指定 第 2373900212 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆ 居宅介護支援とは

ご契約者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、ご契約者の心身又はご家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に居宅サービスが利用できるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者及びそのご家族がケアプラン作成に主体的に参加できるよう支援しながら「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ご契約者の解決すべき課題の変化に留意しながら、必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制及び職務内容	3
5. 当事業所が提供するサービスと居宅介護支援の利用料金	4
6. サービスの利用に対する留意事項	5
7. 事故発生時の対応	6
8. 秘密保持	6
9. 虐待について	6
10. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 薫 風 会
- (2) 法人所在地 愛知県稲沢市六角堂東町一丁目 3 番地 6
- (3) 電話番号 0587-23-7700
- (4) 代表者氏名 理事長 佐 藤 栄 司
- (5) 設立年月 昭和 62 年 12 月 7 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
- (2) 事業の目的

指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、ご利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的とします。

- (3) 事業所の名称 稲沢市第二大和の里指定居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 愛知県稲沢市井堀野口町 27 番地
- (5) 電話番号 0587-36-8010
- (6) 事業所長(管理者)氏名 徳永 祥一郎
- (7) 当事業所の運営方針

- ① ご契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。
- ② ご契約者の心身の状況やその環境に応じて、ご契約者及びご家族の意向を尊重し、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ ご契約者の意志及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ち、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ④ 関係市町村及び関係機関との連携に努めます。

- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

稲沢市 (稲沢市以外の地域に関しては、介護支援専門員の人数及び件数等状況に応じて対応させていただきます。)

- (2) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日 ～ 土曜日 (但し、国民の祝日を除く)

営業時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 45 分

- (3) 24 時間体制 緊急時又は必要に応じて相談対応可能です。

連絡先 0587-36-8010 0587-36-8011

4. 職員の体制及び職務内容

区 分	常 勤	非常勤	主な職務内容
管 理 者 (介護支援専門員兼務)	1 名	—	ケアマネジメント業務の総括・代表
介護支援専門員	4 名	—	ケアマネジメント業務の企画調整・実施

5. 当事業所が提供するサービスと居宅介護支援の利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

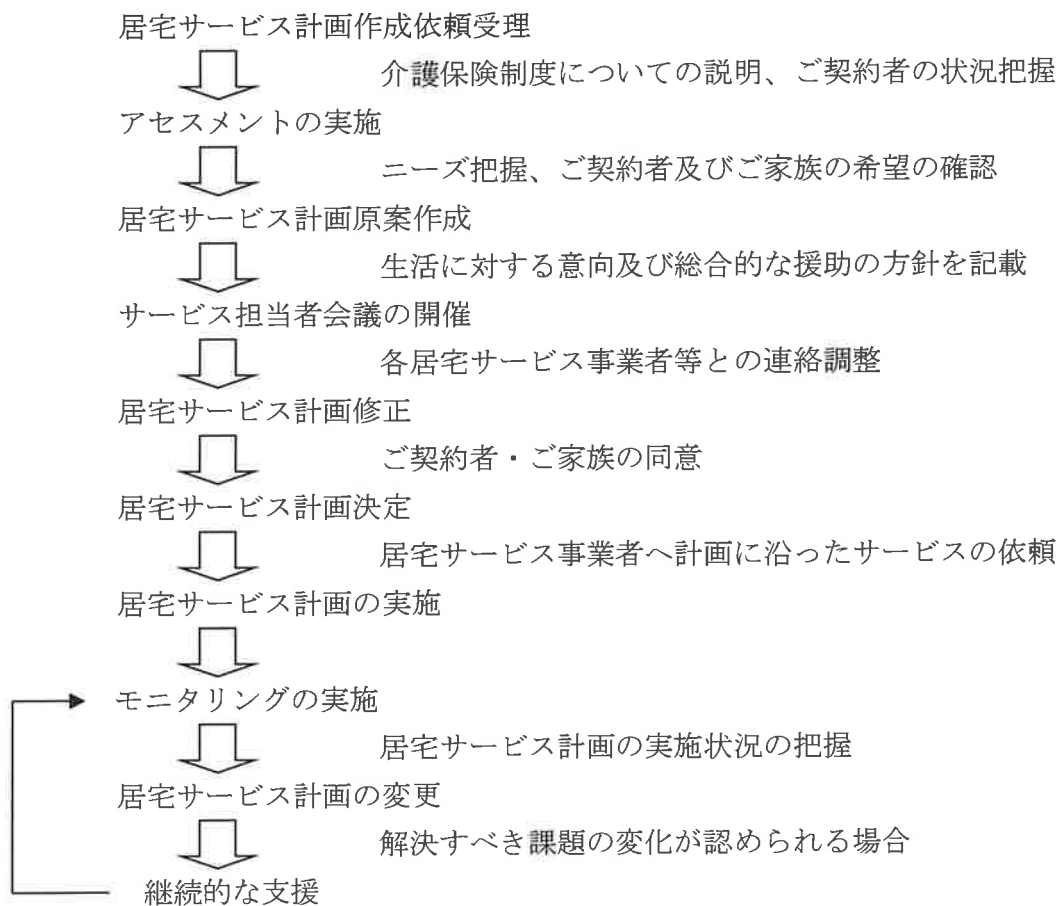
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健・医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

[居宅サービス計画作成の流れ]



②居宅サービス計画作成後の便宜供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思をふまえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設等への紹介

ご契約者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<居宅介護支援の利用料金>

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、厚生労働省告示上の金額をいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村窓口へ提出すると全額支払戻を受けられます。

(1) ・居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

○居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）

要介護Ⅰ・Ⅱ→1086 単位／月 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ→1411 単位／月

○居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）

要介護Ⅰ・Ⅱ→ 544 単位／月 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ→ 704 単位／月

○居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ）

要介護Ⅰ・Ⅱ→ 326 単位／月 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ→ 422 単位／月

・居宅介護支援費（Ⅱ）

- ・指定居宅サービス事業所等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

○居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ）

要介護Ⅰ・Ⅱ→1086 単位／月 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ→1411 単位／月

○居宅介護支援費Ⅱ（ⅱ）

要介護Ⅰ・Ⅱ→ 527 単位／月 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ→ 683 単位／月

○居宅介護支援費Ⅱ（ⅲ）

要介護Ⅰ・Ⅱ→ 316 単位／月 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ→ 410 単位／月

・加算

- ① 特定事業所加算（Ⅱ）→421 単位/月
- ② （入院時情報連携加算Ⅰ 250 単位/月、Ⅱ 200 単位/月、退院・退所加算（Ⅰ）イ 450 単位/月、退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600 単位/月、退院・退所加算（Ⅱ）イ 600 単位/月、退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750 単位/月、退院・退所加算（Ⅲ）900 単位/月、退院時情報連携加算 50 単位/月、初回加算 300 単位/月、緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/月、ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月、特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月（地域区分 10.42）

（2）交通費

通常のサービス地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。
尚、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりです。

実施地域を越えた地域から～片道 20 km 未満	150 円
実施地域を越えた地域から～片道 20 km 以上	300 円

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8. 秘密保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たご契約者又はそのご家族に関する情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約の終了した後も継続します。

尚、介護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、サービス事業者に情報を提供することがありますが、その場合には事前に「利用者個人情報取扱い規程」に基づきご了解をいただきます。

9. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者（管理者） 徳永 祥一郎

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に連携するものとします。

10. 個人情報の取扱いについて

当法人では、ご利用者様及びご家族様の個人情報を、「個人情報保護方針」に則り次のように適正に取扱います。

1. ご利用者様の個人情報の利用目的

(1) 介護等の利用目的及び（提供先）

- ① 利用の可否の検討及び利用契約のため
- ② 介護方法の計画を立てるため（介護・医療・居宅介護支援の関係者）
- ③ 介護計画に基づく介護サービス実施のため（介護関係事業所）
- ④ 識別表示をし、個別ケア実施及び介護事故防止をするため
- ⑤ 第三者の評価・意見を求めるため（他の介護関係事業所・行政機関・医療機関）

(2) 介護以外の目的及び（提供先）

- ① 利用料請求のため（審査支払機関）
- ② 関係行政機関等の要請による照会・届出・申請・調査・検査・運営指導のため（関係行政機関等）
- ③ 外部監査を受けるため（認定審査機関等）

- ④ 事故防止のため（施設内委員会、市区町村等）
- ⑤ 保険会社からの照会に応じるため（生命保険会社、損害保険会社：個別に事前に同意をいただきます）
- ⑥ ご家族等へ通知するため（ご利用者様の配偶者・両親・子供・代理人及びご利用者様が特に指定された方）
- ⑦ ご利用者名簿作成のため
- ⑧ QC 活動発表のため
- ⑨ 薫風会だよりの掲載のため
- ⑩ 作品物の施設内掲示のため
- ⑪ 実習生の教育のため（当事業所が受け入れた実習生）

2. 個人情報の安全管理

当法人は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じるとともに、複製等はシュレッダーで破棄し必要な是正処置を講じます。

3. 外部委託

当法人では、業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を預託する事があります。この場合、当事業所は内部規程に従い十分な個人情報の保護水準にある事業者を選定し、これらの業務委託先との間で秘密保持、個人情報の取扱いに関する契約書、覚書などの締結をはじめ、適切な監督を行います。

4. ご利用者様の権利

ご利用者様は、ご自身の個人情報の利用・提供について制限を求めることが出来ます。また、ご利用者様は、ご自身の個人情報について訂正・追加・削除及び利用・提供の停止を求めることが出来ます。ただし、関係法令に基づき保有あるいは義務履行している情報については削除または利用・提供停止に応じられない場合があります。下記のお問い合わせ窓口でご確認ください。

5. 開示等の方法・窓口

開示請求、苦情・訂正・利用停止等のお申し出は、以下にお願いします。尚、お申し出は、ご本人または代理人の方のみに限定させていただきます。

第二大和の里 事務室

電話：0587-36-8011 FAX:0587-36-8311 e-mail:dainil@dream.ocn.ne.jp

第二大和の里 居宅介護支援

電話：0587-36-8010 FAX:0587-36-8311 e-mail:dainil@dream.ocn.ne.jp

11. 苦情の受付について

(1) 居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) [職名] 介護支援専門員 徳永 祥一郎
- 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:45
- 電話番号 0587-36-8011
0587-36-8010

(2) 行政機関その他苦情受付機関 [受付時間 8:45～17:15]

☆ 稲沢市役所高齢介護課

電話番号 0587-32-1111

☆ 国民健康保険団体連合会

所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号

電話番号 052-971-4165

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

稲沢市第二大和の里指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏名 印

家族代表(続柄) 氏名 () 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附則

この重要事項説明書は、平成12年4月1日から施行します。

[illegible]

この重要事項説明書は、令和1(平成31)年5月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和1年8月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和1年10月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和2年4月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和2年12月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和3年2月16日から施行します。
この重要事項説明書は、令和3年4月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和3年9月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和5年11月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和6年4月1日から施行します。
この重要事項説明書は、令和6年11月1日から施行します。